

議案第十八号

港区監査委員条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区監査委員条例の一部を改正する条例

港区監査委員条例（昭和三十九年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（常勤の監査委員及び議員のうちから選任する監査委員の数）

第二条 法第九十六条第一項に規定する識見を有する者のうちから選任する監査委員のうち

常勤の監査委員の数は、一人とする。

2 議員のうちから選任する監査委員の数は、一人とする。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説明）

常勤の監査委員の数を定めるほか、議員のうちから選任する監査委員の数を定めるため、本案を提出いたします。